

計画作成年度	令和5年度
計画主体	小樽市

小樽市鳥獣被害防止計画(原案)

令和6年度 ～ 令和8年度

<連絡先>

担当部署 小樽市産業港湾部農林水産課
所在地 小樽市花園2丁目12番1号
電話番号 0134-32-4111(内線258)
FAX 番号 0134-33-7432
メールアドレス norin-suisan@city.otaru.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス（注）及びトド
計画期間	令和6年度から令和8年度まで
対象地域	小樽市（全域）

（注）本計画において、カラスの種類は、「ハシブトガラス」及び「ハシボソガラス」の2種類とする。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	被害額※	品目等
エゾシカ	被害額 1,275千円	とうもろこし、葉茎菜類、じゃがいも その他の豆類
ヒグマ	被害額 88千円	とうもろこし、プラム、プルーン、スイカ
キツネ	被害額 0千円	—
タヌキ	被害額 133千円	いちご、とうもろこし、その他の豆類
アライグマ	被害額 400千円	とうもろこし、いちご
カラス	被害額 0円	—
トド	漁獲物被害額 19,530千円 漁具被害額 14,420千円	ニシン及びカレイ等 漁具（刺網等）
合計	被害額 1,896千円 漁獲物被害額 19,530千円 漁具被害 14,420千円	

※被害額については、有害捕獲終了時に駆除依頼届出者から被害額を合計したもの。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
エゾシカ	主な被害地域は、北西部地区（蘭島、忍路、桃内、塩谷）及び、中部地区（天神、真栄、潮見台）、東南部地区（張碓、春香、朝里川温泉、新光町、桜）の森林地域に面した農地や菜園。露地栽培作物の植え付時期～収穫期の長期に渡り食害・踏み荒らしや果樹の新芽・樹皮の食害が報告されている。近年の個体数増加により、住宅地や幹線道路周辺に出没して、家庭菜園や庭木の食害、車両への接触事故になるなど、生活環境の被害も増えている。

ヒグマ	市街地背後の山林周辺で目撃情報並びに足跡及びフンの報告が寄せられており、農業被害は、蘭島、忍路地区で収穫時期の露地栽培作物や果樹の食害、踏み荒らしが発生している。また、令和5年には、星野・見晴地区の住宅地で出没が頻発するなど、目撃件数が増加しており、住民の日常生活の安全が脅かされ、人的被害の恐れも懸念されている。
キツネ、タヌキ	市内各所で出没しており、一定数が生息しているものと考えられる。農業被害は、畑の踏み荒らしや掘起しが多く発生しているが、大きな食害は少ない。また、近年はキツネによる市街地での糞・尿の苦情報告があり、生活環境での被害が問題となっている。
アライグマ	市内各所で出没しており、一定数が生息しているものと考えられる。近年は市内の生息数が増加傾向にあるとともに、個体の大型化が進んでいる。主な農業被害としては、春はいちごの食害と畑の踏荒らし、秋にはとうもろこしの食害等が発生している。
カラス	現状では被害額の報告は届いていないが、農作物への食害及びビニールハウス等の穴を開けるなどの農業施設に一定程度の被害が認められている。
トド	初冬から翌春にかけて石狩湾沿岸に来遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らす。また、刺網にも最低1m四方の穴を開け、その網を使用不能とさせる直接被害のほか、漁獲物の損傷や操業を見合わせるなどによる間接被害も懸念されており、漁業者にとっては死活問題となっている。

(3) 被害の軽減目標

指 標 (被害額)	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和8年度)
エゾシカ	1,275千円	1,147千円
ヒグマ	88千円	79千円
キツネ	0千円	26千円
タヌキ	133千円	119千円
アライグマ	400千円	360千円
カラス	0円	0円
トド	漁獲物被害額 19,530千円 漁具被害額 14,420千円	漁獲物被害額 17,500千円 漁具被害額 13,000千円
合 計	被害額 1,896千円 漁獲物被害額 19,530千円 漁具被害額 14,420千円	被害額 1,731千円 漁獲物被害額 17,500千円 漁具被害額 13,000千円

※現状値（令和4年度）に対し、1割減の目標値を見込んでいる。

※キツネは、令和4年度の被害がないことから、令和5年度の被害額を目標値として考慮している。

※カラスは、被害が出る前に防止しているため、被害額がなく。現状値、目標値共に設定は無い。

(4) 従来講じてきた被害防止対策（捕獲等に関する取組）

区分	鳥獣種類	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組み	エゾシカ	農地等に出没する問題個体の有害捕獲を行うため、小樽市鳥獣被害対策実施隊が、小樽市有害鳥獣駆除対策及び北海道鳥獣被害防止総合対策事業に基づき、猟銃及びくくりわなによる駆除を行っている。	捕獲地が住宅や農地に近い場合が多く銃器駆除に制約がある。 隊員の畏掛け技量により捕獲量差がある。隊員の高齢化により、捕獲出動人員が減ることによる負担増が懸念される。
	ヒグマ	<p>ヒグマが出没した場合において、人畜及び農作物被害を未然に防止するため、小樽市ヒグマ防除隊が、痕跡調査・巡回・許可捕獲などを行っている。</p> <p>毎年春・秋に市の広報誌や庁内パネル展でヒグマに対する注意喚起を行い、目撃情報等については、市のホームページなどで、市民等への周知を図っている。</p> <p>目撃情報等があった場合、市鳥獣担当、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方面小樽警察署と現地立会を行い、対応を協議し、注意喚起の看板設置や関係機関への情報提供を行っている。</p> <p>また、市街地に出没が頻発し、住民の日常生活の安全が脅かされる恐れがある場合には、全庁的な対策会議を立ち上げ、地区巡回、住民への注意広報、草刈、威嚇花火による追立、追加箱わな設置などの被害防止対策を行っている。</p>	行動範囲が広いことや、目撃場所が不定であることから、捕獲等に至らないケースが多い。
	キツネ、タヌキ、アライグマ	農地や菜園、市街地での駆除要望から、小樽市鳥獣被害対策実施隊員が箱わな等を要望箇所を設置し、駆除を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員の高齢化 ・経験者からの技術継承の不足 ・定年延長等による専従捕獲者の減少
	カラス	有害鳥獣として、小樽市鳥獣被害対策実施隊員が猟銃による駆除及びパトロールを行っている。	行動範囲が広く、猟銃による捕獲については、時間及び現地の状況等の制限がある。
	トド	駆除については、小樽市漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会の採捕承認を得て、猟銃による駆除を行っている。	漁業者からは漁業被害の縮減のための事業費の拡大を求められているが、トドは国際的に保護が必要な動物とされているため、採捕に規制がある。

防護柵の設置に関する取組	防護柵については、一部作物の被害防止に自主的に設置を行う営農者の例が見られる。	設置方法について状況に応じた検討が必要である。
--------------	---	-------------------------

(5) 今後の取組方針

エゾシカ	有害捕獲として、猟銃及びくくりわなでの駆除を引き続き実施するとともに、計画的な捕獲を実施して個体数減少の強化を図るため、野山の木々に葉がないことで個体の識別がしやすい早春、晩秋や、足跡等追跡が容易な冬期間の銃器使用の好条件時に、地区状況に応じた一斉捕獲を実施する。
ヒグマ	毎年春・秋にヒグマに対する注意喚起について市の広報誌に掲載、又庁内でパネル展を開催し、ヒグマの生態などについて市民等への周知を図る。 目撃情報等があった場合は、市鳥獣担当、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方面小樽警察署と現地を確認し対応を協議して、注意喚起の看板設置や関係機関への情報提供を行い、出没状況から有害性の段階に応じて、周辺の見回り、追払い、箱わな設置等による駆除を行う。また、住民の日常生活の安全が脅かされ、人的被害の恐れも想定される場合には、全庁的な会議を立上げ、問題グマの「あつれき」解消を目的とした、地区巡回、住民への注意広報、草刈、威嚇花火による追立、追加箱わなの設置など、地区状況に応じた被害防止対策を行う。
キツネ タヌキ	キツネ及びタヌキを誘引する恐れのある生活ごみの処理及び農耕地や海辺で発生する廃棄野菜等の農水産業に伴うごみなどの適正な処理方法等について、住民や農家へ啓発を図り、箱わな設置などによる駆除を引き続き実施する。
アライグマ	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に定める特定外来生物であることから、引き続き捕獲し、処分する。
カラス	有害鳥獣として、農業被害なども懸念されるため、猟銃による駆除を行うとともに、市処分場周辺のパトロールも引き続き実施し、農作物等の被害防止を行う。またカラスが集まる要因でもある生ごみ等の廃棄物の適正管理など、地域住民への普及及び啓発を図る。
トド	水産庁の管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、漁業被害を最小限に防ぐため、定められた駆除及び被害額の調査を引き続き実施する。捕獲の担い手の確保についても、積極的に推進する。 また、強化網の導入、既存漁具の改良等での被害防止対策や新たな手法の開発により、今後、漁業とトドとの共存を目指した対策について模索していくものとする。

3 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ア 関係機関から構成される小樽市鳥獣被害防止対策協議会において、対象鳥獣による被害発生状況及び生息状況等を調査し、地域での効果的な対策を協議する。

イ エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ及びカラスについては、小樽市鳥獣被害対策実施隊が、市長の指示により駆除を行う

ウ ヒグマについては、北海道ヒグマ管理計画に基づき、出没個体の有害性などを判断し、住民等の生命・身体に危険が及ぶ場合などに限り、小樽市ヒグマ防除隊が駆除を行う。

エ トドについては、小樽市鳥獣被害防止対策協議会の構成員である小樽市漁業協同組合が、北海道連合海区漁業調整委員会に基づく採捕承認を取得し、採捕従事者登録を行った小樽市鳥獣被害対策実施隊員が猟銃による駆除を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度から 令和8年度まで	エゾシカ、 キツネ、 タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握、捕獲機材等の更新、増設 被害防止技術等講習会の実施 効果的な捕獲器具購入、及び誘導柵等の検討
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> 飛来防止対策の実施 カラス用箱わな運用の検討
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> 新たな担い手の育成 捕獲機材の整備、春期管理捕獲の参加検討 ICT活用の生態調査、わな運用の検討
	トド	新たな担い手の育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
近年の被害状況及び捕獲実績に基づく計画頭数並びに北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた計画頭数を設定する。			
対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	270頭	270頭	270頭
ヒグマ	被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	70頭	70頭	70頭
タヌキ	130頭	130頭	130頭
アライグマ	90頭	90頭	90頭
カラス	230羽	230羽	230羽
トド	<p>捕獲計画数は、水産庁の管理方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。</p> <p>なお、トドの計画年度は、来遊期間に対応させるため、当該年の10月から翌年の6月までとする。</p>		

捕獲等の取組内容	
エゾシカ、キツネ タヌキ	農業被害等の軽減を図るため、市内全域において、猟銃、箱わな及びくくりわな等により駆除を行う。また、エゾシカ駆除については、冬期間の個体数調整や一斉捕獲の取組を強化し、捕獲頭数の増加を図る。
ヒグマ	4月から12月の間、目撃情報があった場合、市鳥獣担当、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方面小樽警察署と現地を確認し対応を協議した後、出没個体の危険度が高く住民等の生命・身体に危険が及ぶ場合や頻繁な農地等への出没により農業被害や農作業等に支障が生じる恐れがある場合は、小樽市ヒグマ防除隊が銃器や箱わな設置による駆除を行う。
アライグマ	通年で、市内全域において、箱わな設置などによる駆除を行う
カラス	通年で、市内全域において、猟銃により被害を未然に防止するため駆除を行う。
トド	小樽市沖合海域において、猟銃により駆除を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
概ね捕獲等に関して通年のライフル銃の使用があることから、それに沿った形で許可申請による捕獲を実施しており、主な使用場所としては農地などの民地、国有林、鳥獣保護区及び小樽市沖合海域である。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4 防護柵の設置及びその他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ ヒグマ	既設箇所の被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い、侵入防止柵の効果について調査・研究する。	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

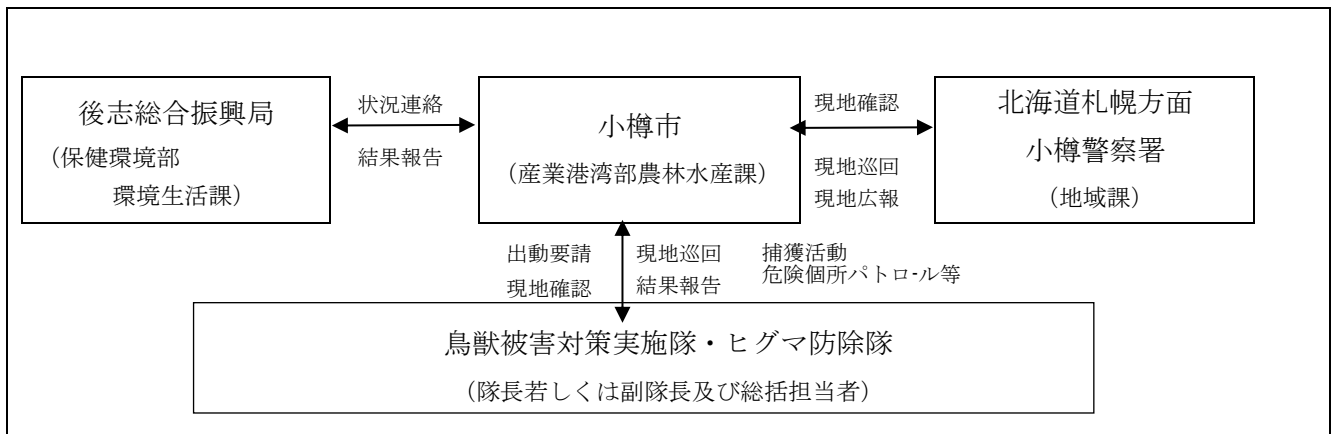
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	全て	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除対策に係る小樽市の予算措置 ・小樽市鳥獣被害防止対策協議会構成員との連携強化 ・鳥獣による被害防止に向けた知識の普及 ・被害状況調査 ・情報交換（近隣町村の協議会を含む）

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役 割
小樽市	住民の避難・注意喚起、関係機関との連絡調整、情報収集等
後志総合振興局	捕獲許可、情報提供等、指導、助言
(一社)北海道猟友会小樽支部 (鳥獣被害対策実施隊・ヒグマ防除隊)	現場の確認、捕獲活動、痕跡検分、危険個所パトロール等
小樽ビーストハンティングクラブ (鳥獣被害対策実施隊)	現場の確認、捕獲活動
北海道札幌方面小樽警察署	現場での住民の安全確保、情報提供、警備、住民広報

(2) 緊急時の連絡体制



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	小樽市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
小樽市（産業港湾部、生活環境部）	小樽市鳥獣被害防止協議会事務局の運営及び関係機関との連絡調整
新おたる農業協同組合	農業被害報告及び駆除以外の被害防止対策
小樽市漁業協同組合	採捕承認の申請、トドの駆除、被害防止対策及び漁業被害状況調査
(一社)北海道猟友会小樽支部	被害防止活動等を実施
(株)小樽水族館公社	トドの生態等の助言
鳥獣保護監視員	鳥獣の生態等の専門的な立場で被害防止対策に対する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志総合振興局産業振興部農務課	鳥獣（海獣を除く。）による農業被害報告及び被害状況の取りまとめ
後志農業改良普及センター北後志支所	農作物の被害防除対策の助言及び指導
後志総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣対策の窓口対応（捕獲許可等）、鳥獣による農業被害報告及び被害状況の取りまとめ
北海道札幌方面小樽警察署	情報の共有及び提供並びに住民等への安全対策
北海道森林管理局石狩森林管理署	情報の共有及び提供、入林許認可関連
後志総合振興局産業振興部水産課	トドによる水産業被害報告及び来遊状況の取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
後志北部地区水産技術普及指導所	漁業者や漁協への助言及び情報提供並びに水産業被害の実態把握等

(3) 小樽市鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小樽市長が鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法に関する法律第9条第3項第2号に定める小樽市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、小樽市の非常勤職員とする。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、駆除した個体は、市担当部署との連絡調整を行い、原則、収集運搬業許可業者による運搬のうえ、小樽市廃棄物最終処分場で埋立処分とするなど、適切に処分する。また、捕獲場所の地形的要因等により搬出が困難な場合は、捕獲現場で適切な方法により、埋設処分とする。ヒグマを捕獲した場合は、分析調査のため試料を採取し、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターへ提供する。

トドについては、可能な限り研究機関へ検体として提供する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現時点では、鳥獣の食品化に関する計画策定の予定はないが、今後、計画策定の必要性が生じた際には、検討する。また、ペットフード等への有効活用なども調査する。

また、捕獲シカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠し、食肉の衛生管理や安全に配慮した処理を実施する。

9 その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

小樽市鳥獣被害防止対策協議会において被害状況等を共有し、相互の協力のもと、円滑な被害防止対策の実施に努める。

附 則

この計画は令和6年4月1日から施行する。

